

制定の
由来、背
景

前文

- **まちの歴史、文化、環境** 島田市の強み、独自性
 - ・豊かな自然環境 大井川／緑／穏やかな気候
 - ・島田市の魅力 歴史的価値／情緒／イベント／点在する観光資源、施設
 - ・利便性 人やモノの往来

- **社会的背景、動向**
 - ・2000年頃から地方と国の関係が変化している（上下主従一対等、協力）
 - ・自治体に求められる自己決定、自己責任 丸投げできない時代
 - ・人口の減少、少子高齢化

- **制定理由** 「なぜつくるのか？」

- **理想とするまちの姿、かたち** 理想の島田市、市民の思い
希望と誇りをもって豊かに暮らせるまちをつくる

循環できるまち

大井川を1つの流れとして（＝上流から下流そして伏流水等も含めて）大切にす
る自然と寄り添える公害に強い町
保存と開発の融合

温かさのあるまち

一人ひとりの思いが生かせるまち

安心のまち

市民の命や安全や健康を何よりも大切にする
福祉環境の充実 障害者が安心して行動できる町 「子育て」を応援する

世界に発信できる活気、元気、陽気な島田

若者が集まり、人口増加していく魅力ある町
人々が集まりやすいまち（勤労等）
経済力のある島田
平和

● **決意表明**

市民が自分たちの未来を自分たちでつくりあげる
自分たちの力で未来を決めていく

● **制定意義**

どんな人でも理解できるような住民にとって身近な条例
自分たちの、自分たちのためのものにする

※この資料は平成28年6月20日（月）開催の第11回自治基本条例制定作業部会前の条文案です。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（目的）

第●条 この条例は、市民、議会、行政が協働し、オールしただの体制で将来の島田市について考えるための基本理念を明らかにするとともに、それぞれの立場と役割を明確にし、三者がそれぞれ機能するための基本原則を定めることにより、〇〇のまちづくりを実現することを目的とする。

【第 2 案（第 4 回制定作業部会後 Ver）】

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、議会及び市長等が協働し、将来の島田市について考えるための基本理念を明らかにするとともに、それぞれの役割を明確にさせることにより、〇〇のまちづくりを実現することを目的とする。

【第 3 案（第 12 回市民会議後 Ver）】

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、議会及び市長等が協働し、島田市について考え、行動するための基本理念を明らかにするとともに、それぞれの役割を明確にさせることにより、〇〇のまちづくりを実現することを目的とする。

【第 4 案（条文検討会後 Ver）】

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、議会及び市長等が協働し、島田市について考え、行動するための基本理念を明らかにするとともに、それぞれの役割を明確にさせることにより、市民が中心のまちづくりを実現することを目的とする。

コメントの追加 [U1]: 例規上、目的は第 1 条になることが一般的ですので第 1 条にしました。

コメントの追加 [U2]: まだ「市民」の定義が決まっていないようなので協議をお願いします。

コメントの追加 [U3]: 3つの事項を並列して書くときは「A、B 及び C」という書き方をします。「行政」は「島田市」のことを指していると思いますが、「行政」という単語では国や県の機関も入ってしまうので、「市長等」と標記させていただきます。

コメントの追加 [U4]: あくまで流行語。抽象的なので詳しく普遍的な言葉に置き換えたほうがよいと思いますし、「市民、議会及び市が協働し」が「オールしただ」の意味なので一旦外しました。

コメントの追加 [U5]: 「考える」だけよいのか？例えば「行動する」「実行する」「実現する」などを入れたほうがいいのでは？ここは条例の肝となる部分なので市民会議で検討していただきたいです。

コメントの追加 [U6]: 立場：その人が置かれている地位や状況
ここにはふさわしくないのでは？
※事務局でも適当な単語が見当たりません。...

コメントの追加 [U7]: 「役割」と「機能する」同じような意味の言葉が並んでいるので、一文にまとめさせていただきます。

コメントの追加 [U8]: 「将来の島田市について考える」とあるのでここで具体的なまちづくりの目標を書いたほうがよいと思います。なるべく総合計画にある記載と合わせ。...

コメントの追加 [U9]: 条文検討会にて提案。

全体に共通する一般的、総合的な定め

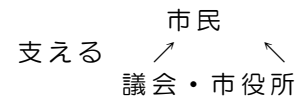
総則

これからのまちをよりよいものにしていくためのルール

独自のルールづくり
市の独自性を特色として法制化

長期的に発展していける内容

すべての立場が関わる「まちづくり」を表す



条例に規定すること、明らかにすること

目的

「オールしただ」の体制

市民、議会、行政が協働し、将来の島田市について考える
輪～区切り、間を隙間なく埋める
島田市の“市民（自治会）、行政、議会”が同じ「目標」に向かって進む。

それぞれの立場と役割（責務）を明確にし、

機能する（原則としくみ）を示す

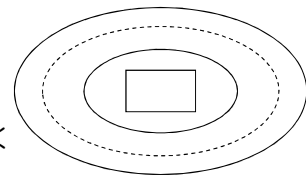
それぞれの立場と役割が明確で、きちんと機能しているまちをつくる

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました
【第 2 案（第 10 回制定作業部会後 Ver）】

言葉の定義

●市民とは…

《全体討議》
条例によって（市民には）義務、権利、参加、保護がある（生まれる）
準市民：島田をよくする人
～市民ではないが協力してもらいたい人
＝努力義務がある ←自由（なのでは）？
いくつかのトーンがある
あまり細かく（分類）しない わかりやすく



※事務局より
市民会議の協議で5つのトーンに分けていただきました。これまでのまちづくりを実情を踏まえ、1を「市民」とし、2～4を「まちづくり協力者」として定義し、5は自治基本条例では市民等に含まないこととし、提案します。

●行政とは…

※自治基本条例制定作業部会で検討

（定義）
第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)市民 市内に住所を有する者をいう。
(2)まちづくり協力者 市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有し事業を行う法人その他団体並びに本市においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他団体をいう。
(3)市民等 市民及びまちづくり協力者をいう。
(●)市長等 ～～～
(●)まちづくり ～～～
(●)協働 ～～～

【第 3 案（事務局提案 Ver）】※市長等、まちづくり、協働の定義

(●)市長等 市長（公営企業の管理者を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業の管理者をいう。
(●)まちづくり 島田市をよりよいまちにするための全ての活動をいう。
(●)協働 市民、議会及び市長等が一緒に行う活動をいう。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（基本理念）
 第●条 本市におけるまちづくりは、市民が**主体性**を持って参加できるものでなければならない。

2 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び市長等が互いに**信頼し、補完性**を持ち、**ビジョン**を共有できるものでなければならない。

3 市民、議会及び市長等はまちづくりに当たっては、**柔軟性**を持ち、**公益性**を重視しなければならない。

【第 2 案（第 5 回制定作業部会後 Ver）】

（基本理念）
 第●条 本市におけるまちづくりは、市民が**主体的**に参加できるものでなければならない。

2 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び市長等が互いに**信頼し**、補い合うことができるものでなければならない。

3 本市におけるまちづくりは、市民、議会及び市長等が互いに**将来の展望を共有**できるものでなければならない。

4 市民、議会及び市長等はまちづくりに当たっては、互いの意見を聞き合い、**公益性**を重視しなければならない。

コメントの追加 [U10]: 条例では「主体的に」と使われるのが一般的です。

コメントの追加 [U11]: 国などの法令、市の条例でも使われていないので、「補い合い」に言い換えました。※広辞苑で「補完」は「足りないところをおぎなって完全にすること」と説明。

コメントの追加 [U12]: 国などの法令、市の条例でも使われていないので、「将来の展望」に言い換えました。※広辞苑では「未来像、将来展望、見通し」と説明。

コメントの追加 [U13]: 性質が異なるので、2つの文章に分けたほうがいいのかも。

コメントの追加 [U14]: 国などの法令、市の条例でも使われていないので、「互いの意見を聞き合い」に言い換えました。※広辞苑で「柔軟」は「やわらかなこと。しなやかなこと。」と説明。

島田市民憲章を意識してみたらどうか？



基本理念

基本的な
考え方

補完性

市民力の向上
自分ごとにする
（お任せ、考えない、ではなく）あきらめなくていい、考えなくてはいけない

信頼の上の対等性

透明性

ビジョン共有

主体性

自主性を持つ
自立性
チャレンジ

柔軟性（本音で・誠実さ・まじめに）

よい妥協 歩み寄る

公共性、公益性（客観性）

公平さ



基本原則

情報発信、共有

各々が持つ情報を互いに発信し、共有する
日頃から市民、議会、行政が互いに情報発信をし、共有する。

風通しのよさ、コミュニケーションの深化（交流し、信頼関係を築く）

風通し、心が通いあう～コミュニケーション深化
コミュニケーションを深化していくための工夫
それぞれの関係が近く、風通しよく、あたたかいまちづくりを目指す

関係し、協働する

市民、行政、議会が関係するしくみ
島田市 活発な意見、情報交換を可能とするシステムの構築

言葉の定義

位置づけ

「市（民）全体」の指針とする
威厳が必要

H28.6.20 第 11 回自治基本条例制定作業部会（資料2）

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました
【第 2 案（第 4 回制定作業部会後 Ver）】

（基本原則）
第●条 本市におけるまちづくりは、次の各号に掲げる原則により、それぞれ当該各号に定めることを基本として行うものとする。
(1) 情報発信及び共有の原則 市民、議会及び市長等が互いにまちづくりに関する情報を発信し、及び共有すること。
(2) 交流及び意見交換の原則 市民、議会及び市長等が互いに交流し、及び活発な意見交換を行うこと。
(3) 関係及び協働の原則 市民、議会及び市長等が互いに○○○○○。

【第 3 案（大池副会長案 Ver）】※（3）のみ

(3) 関係及び協働の原則 市民、議会及び市長等は市政の課題の解決に向けて、それぞれの自覚と責任の下に相手の立場や主張を認め合い、目的を共有したうえで連携し、協力しなければならない。

【第 4 案（第 8 回制定作業部会後 Ver）】

（基本原則）
第●条 本市におけるまちづくりの基本的な原則は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 情報発信及び共有 市民、議会及び市長等が互いにまちづくりに関し、情報を発信し、及び共有すること。
(2) 交流及び意見交換 市民、議会及び市長等が互いに交流し、及びまちづくりに関し、活発な意見交換を行うこと。
(3) 関係及び協働 市民、議会及び市長等はまちづくりに関し、それぞれの役割と責務の下に相手の立場や主張を認め合い、目的を共有したうえで連携し、協力すること。

コメントの追加 [U15]: 情報交換と同義なので統一しています。

コメントの追加 [U16]: 連係…人や物事との密接なつながり。連携…同じ目的で何かをしようとするものが、連絡を取り合ってそれを行うこと。※インターネットより

コメントの追加 [U17]: 協働についての内容を協議してください。

コメントの追加 [U18]: 他の条文に合わせて「まちづくり」とします。

コメントの追加 [U19]: 以降の条文に合わせて「役割と責務」とします。

コメントの追加 [U20]: 他の項に合わせて「すること。」とします。

コメントの追加 [U21]: 項中「原則」が3回続きますので、「原則」が省略できるような文章に改めました。

まちづくり
の姿勢

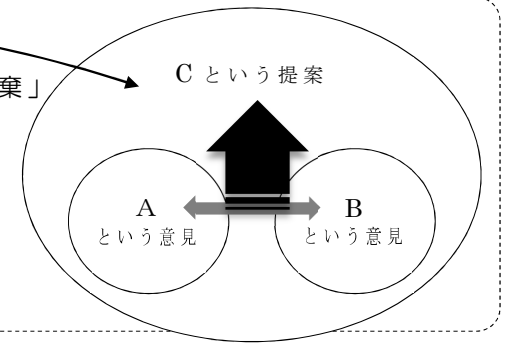
基本原則 続き...

アウフヘーベン

～森昌也氏の言葉

哲学の言葉 訳語としては「止揚」「揚棄」

読み取れる意味 調和、統一、統合
保存し、高める
らせん的發展
葛藤のうえで超越
否定の否定
いいところどり



【第5案（事務局提案 Ver）】

（基本原則）
第●条 本市におけるまちづくりの基本的な原則は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 情報の発信及び共有 市民、議会及び市長等が互いにまちづくりに関し、情報を発信し、及び共有すること。
(2) 交流及び対話 市民、議会及び市長等が互いに交流し、及びまちづくりに関し、合意形成するに当たっては、十分な対話を行うこと。
(3) 連携及び協働 市民、議会及び市長等はまちづくりに関し、それぞれの役割と責務の下に相手の立場や主張を認め合い、目的を共有したうえで連携し、協力すること。

コメントの追加 [U22]: (事務局提案) 市民会議にて出た「アウフヘーベン」の概念を取り入れました。単に意見交換には留まらず、対話によりもう一段階上の合意へ導くという姿勢を示しています。

【第6案（条文検討会後 Ver）】

（基本原則）
第●条 本市におけるまちづくりの基本的な原則は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 情報の発信及び共有 市民、議会及び市長等が互いにまちづくりに関し、情報を発信し、及び共有すること。
(2) 交流及び対話 市民、議会及び市長等が互いに交流し、及びまちづくりに関し、合意形成するに当たっては、十分な対話を行い、〇〇すること。
(3) 連携及び協働 市民、議会及び市長等はまちづくりに関し、それぞれの役割と責務の下に相手の立場や主張を認め合い、目的を共有したうえで連携し、協力すること。

コメントの追加 [U23]: 条文検討会意見集約。



原則を具現化するしくみ

持続的な幸福を支える社会づくりを目指すためのさまざまな場面での PDCA サイクル
地域のために参画していく総量を増やす
自助・共助・公助
評価

情報公開及び共有

情報公開

情報共有

個人情報が守られるようなシステム

参加・協働

市政運営

総合計画、政策法務、行政評価、行政手続き、危機管理等
危機管理

住民投票

住民投票を効果的にするために、正しい知識が住民に求められる

他自治体との関係

まちづくりのしくみ

《理想》
（まちを構成するあらゆる立場、人）の努力（意識）と工夫（システム）によって、各々の満足度が公平になることを目指し、それぞれの立場が互いに尊重しあい、誠実な対応で対等に向き合い、（アウフヘーベンの姿勢をもって）対立を乗り越える手立てをいとわず、相互の信頼関係に基づく（希望と誇りをもって豊かに暮らせる）まちにしていく

(1) 情報発信と共有

《方向性》
まちづくりのビジョンを、各々の立場がともに（共通）理解し、情報量を同等にするよう、伝え、受け止める努力と、**伝える工夫**をする

意見を言う＝情報 と捉える

- 発信
 - ・各々の立場は、知る（見る、聞く）・考え、話す（意見を言う）・問うようにする
 - ・その際、情報を**必要とする人に届けられる**よう、**多様な媒体、ルートによる発信**をする
 - ・また、各々の立場に向けて発信された情報を、真摯に受け止め（門前払しない）・反応し、結果報告（フィードバック）する

- 共有
 - ・さまざまな立場が気軽に集い、交流できるよう、場（ハード）を活用し、**機会（ソフト）**を設ける
 - ・その際は、**内容を記録し公開する**ようにする

- 各々の役割・責務 得意なこと、ならでのこと （それぞれの項目に盛り込む）
- 市民
- ・まちづくりについて知る権利があることを正しく理解し、知ろうとする姿勢を持つ
 - ・意見を表明する、意見を持つために学ぶ
 - ・意見や提案などを表明する**機会**をつくる

- 行政
- ・市民の声、状況を知ろうとする姿勢を持つ
 - ・市民の声を受け止める明確なルート（体制）をつくる

← 情報公開条例

議会 ← 議会基本条例

（市民同士、行政内、議会内）

※保護すること ← 個人情報保護条例

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（**情報公開・保護**）
第●条 議会及び市長等は、島田市情報公開条例に基づき、まちづくりに関する情報を適正に管理し、市民に公開しなければならない。

2 議会及び市長等は、政策決定の過程の透明性の向上を図るため、島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱に基づき、**会議の公開及び会議録の公表**をしなければならない。

3 市長等は、様々な発信手段を活用し、市民が必要とする情報を適切かつ迅速に提供しなければならない。

4 議会及び市長等は、島田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。

コメントの追加 [U24]: 「情報公開」と「個人情報保護」を同一項目に規定している自治体もありますが、基本的な概念が異なりますので島田市では項目を分けたいと考えます。

コメントの追加 [U25]: 基本原則内の「情報発信及び共有の原則」と同義。「様々な発信手段を活用し」を基本原則の文中に活かす。

【第 2 案（第 6 回作業部会後 Ver）】

（**情報公開**）
第●条 議会及び市長等は、島田市情報公開条例に基づき、まちづくりに関する情報を適正に管理し、市民に公開しなければならない。

2 議会及び市長等は、政策決定の過程の透明性の向上を図るため、**島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱**に基づき、**会議の公開及び会議録の公表**をしなければならない。

（**個人情報保護**）
第●条 議会及び市長等は、島田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。

【第 3 案（条文検討会後 Ver）】※第 1 項のみ

（**情報公開**）
第●条 議会及び市長等は、島田市情報公開条例に基づき、まちづくりに関する情報を適正に管理し、**公開**しなければならない。

コメントの追加 [U26]: 「市民に」を削除。

(2) 参加

《方向性》
信頼関係づくりにむけた相互理解を促し、まちづくりに参画する総量を増やすきっかけとして、関わり合いの機会を設ける

- ・まちづくりへの参加の機会を保障する
市民-行政・市民-議会（行政-議会、行政内、議会内）
- ・参加における配慮（さまざまな人、弱者、誰もが参加できるように、**気軽な雰囲気、場づくり**）をする

●各々の役割・責務 得意なこと、ならではのこと（それぞれの項目に盛り込む）

市民

- ・行政や議会が開催する説明会等に参加する
- ・計画づくり、会議等で意見を述べる
- ・市民同士の参加の場を増やす～地域コミュニティ、ボランティア
- ・（関わる責任、利他の心）公益性を考え、行動する

行政

- ・多様なルートや手法をもって市民の声を引き出す機会を保障する
- ・さまざまな情報から公益性を引き出すスキルを向上させる

議会

←議会基本条例

(3) 協働

《方向性》
公平な満足度をもたらすための方法として、**互いの立場を尊重しつつ、協力して**公共的な課題解決に取り組む（新しいスタイル）を創造する

- ・公共的な課題発見のきっかけづくりを行う
- ・主導のあり方、手順、評価方法を明確にする（実効性の保障＝目的の共有、対等な関係、歩み寄り、身の丈理論（互いの立場を理解、尊重） 例：横浜コード）

●各々の役割・責務 得意なこと、ならではのこと（それぞれの項目に盛り込む）

市民

- ・丸投げしない
- ・**地域コミュニティ**機能を強化する
- ・市民同士の交流、連携をすすめる

行政

- ・丸投げしない

議会

（←議会基本条例）

【第1案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（参加・協働）
第●条 市民、議会及び市長等は、**互いを尊重し、協力して**まちづくりを進めるものとする。

2 市長等は、まちづくりを進めるに当たっては、**地域コミュニティ**、〇〇、△△の果たす役割が重要であることから、積極的にこれらのものと協働し、まちづくりを進めるものとする。

3 市長等は、市民がまちづくりに**参加**しやすいよう、**多様な機会を設け**、幅広い**市民の声を反映する**ことができるよう配慮するものとする。

【第2案（第6回作業部会後 Ver）】

（**参加・協働**※わかりやすい表現に置き換える）
第●条 市民、議会及び市長等は、**互いを尊重し、協働して**まちづくりを進めるものとする。

2 市長等は、まちづくりを進めるに当たっては、**地域コミュニティ**、非営利活動団体及び事業所等の果たす役割が重要であることから、積極的にこれらのものと協働し、まちづくりを進めるものとする。

3 市長等は、市民がまちづくりに**参加**しやすいよう、**多様な機会を設け**、幅広い**市民の意見を反映する**ことができるよう配慮するものとする。

【第3案（条文検討会后 Ver）】

※条文検討会にて条項削除（他条項と内容が重複するため）。第3項を「市長等の責務」へ移動。

コメントの追加 [U27]: もっとわかりやすい表現に置き換える。

コメントの追加 [U28]: 「協働」のほうがよいのでは。

コメントの追加 [U29]: まちづくりの参加者として考えられるものを行政の立場から追記（非営利活動団体と事業所）しました。他にも福祉団体などありますが、解説等で紹介していきます。

コメントの追加 [U30]: 第9回作業部会にて（他条項検討中）

条例的には「市民の意見」という表記が望ましい。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（人材育成）

第●条 市長は、協働のまちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成をしなければならない。

2 市長等は、市民が協働のまちづくりに関する知識及び能力を習得するため機会を提供しなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する知識を互いに教えあうものとする。

コメントの追加 [U31]: 「教えあう」は条例には馴染まない用語ですので「教示する」に置き換えます。

【第 2 案（第 6 回作業部会後 Ver）】

（人材育成）

第●条 市長は、協働のまちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成をしなければならない。

2 市長等は、市民が協働のまちづくりに関する知識及び能力を習得するため機会を提供しなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する知識を互いに教示するものとする。

【第 3 案（条文検討会后 Ver）】

（人材育成）

第●条 市長は、まちづくりを進めるための専門的な知識及び能力を有する職員の育成をしなければならない。

2 市長等は、市民等がまちづくりに関する知識及び能力を習得するための機会を提供しなければならない。

3 市民等は、まちづくりに関する知識を互いに教示するものとする。

コメントの追加 [U32]: 「協働」だけがまちづくりではなく、範囲が狭い。第 2 項も同じ。

コメントの追加 [U33]: 「の」を追加。

人材育成

育成によって求める力

- ・各々の立場と役割を自覚する姿勢
- ・ビジョンを明確にする力
- ・意見や活動をコーディネートするスキル

育成方法

- ・互いに教えあう

アウフヘーベンの方策

- ・少数意見の尊重
- ・歩み寄る努力

行政運営

●提案経緯

第9・10回自治基本条例制定作業部会で検討（4・5月）



各所管課確認（6月）



部長会議確認（6月17日）



庁議確認（6月21日予定）

【第1案】

（総合計画）

第●条 市長等は、島田市総合計画の策定等に関する条例に基づき、議会の議決を経て、島田市総合計画を策定し、これに即して市政を運営するものとする。

2 市長等は、島田市総合計画の策定に当たっては、市民の多様な参加の機会を設け、幅広い市民の意見を聴取すること。

（組織）

第●条 市長等は、社会情勢の変化に適切に対応できるよう組織を編成するものとする。

2 市長等は、組織の編成に当たっては、分かりやすい名称を付すなど、組織の事務分掌が市民等に理解しやすいものとなるよう努めるものとする。

（財政運営）

第●条 市長は、市の財源の確保と効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。

2 市長は、島田市財政事情の公表に関する条例に基づき、市の財政事情を市民に分かりやすく公表するものとする。

（行政評価）

第●条 市長等は、行政の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすい形で市民に公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を行政運営に適切に反映するものとする。

（行政手続）

第●条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものとする。

（公益通報）

第●条 市長等は、公益通報（行政運営の適法かつ公正な運営を確保するために、違法または不当な行為について職員から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、公益通報を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（外部機関との連携）

第●条 市長等は、まちづくりの課題を解決するために、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市長等は、教育機関及び事業所等との連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

（国際交流）

第●条 市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するために、国外の都市との交流に努めるものとする。

（審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては（、法令等の定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き←必要か？）、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

（公共施設等）

第●条 市長等は、財政、人口の状況に応じて、公共建築物、インフラその他の公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化を図るものとする。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】

（住民投票）
 第●条 市長は、まちづくりに関わる重要事項について、住民投票を実施することができる。
 2 住民投票の実施に関する手続、投票資格要件その他必要な事項は、別に条例で定める。

住民投票

自治基本条例に「住民投票」の項目は記載する。

- ・市民と行政との「距離」を近づける（コミュニケーション）
- ・住民投票の権利を知ってもらう

1. 住民の意見をなるべく広く反映するため

詳細は別に定める

希望するタイプ（グループ別）

憲法				
	地方自治法			
		条例		
	市民からの条例制定請求→	条例制定改廃の直接請求により制定される住民投票条例		
	首長の条例制定権	↓投票資格者の範囲	個別型	常設型
95条	議員立法	市民	B ■■■■■	
96条		公職選挙法に準じる		C●

※ A は行政に委任

危機管理

【第1案（第14回市民会議提案 Ver）】※Cグループからの提案

（危機管理）

第●条 市民は、災害時の発生において自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処する。

2 市長等は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図る。

市民会議から…他の条文に比べて具体的すぎる気もするので、作業部会で調整してほしい。

【第2案（第6回作業部会後 Ver）】

（危機管理）

第●条 市長等は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、市民及び関係機関と協力・連携し、危機管理体制の確立を図るものとする。

2 市民は、災害の発生時または災害が発生するおそれがある場合において自主的かつ主体的に避難等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処するものとする。

コメントの追加 [U34]: 「災害の発生時」に修正。また、発生のおそれがある場合についても追記します。

コメントの追加 [U35]: 言葉の整理。「避難等の」に修正。

コメントの追加 [U36]: 「するものとする。」に修正。

コメントの追加 [U37]: 「危機管理体制の確立」は行政のみでは出来ないので「市民及び関係機関と協力・連携し、」を追加します。

コメントの追加 [U38]: 第1項が発生後に、第2項が発生前についてのことを述べていますので、順番を逆にしました。

コメントの追加 [U39]: 「図るものとする。」に修正。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋ぎました

（市民の役割及び責務）

第●条 市民は、**主権者であることの自覚を持ち、まちづくりに関することについて自分のこととして考え、次に掲げる事項に努めるものとする。**

- (1) 市民は、まちづくりに**関心を持ち、議会、市のこと**を知ろうとすること。
- (2) 市民は、市民同士で**意見の交流**をすること。
- (3) 市民は、**将来の島田市について考え、行動し、選挙に行く**こと。
- (4) 市民は、**自治会などの地域活動に参加し、交流**すること。

【第 2 案（第 4 回制定作業部会後 Ver）】

（市民の役割）

第●条 市民は、**【主権者であることの自覚を持ち（仮置き）】、自らまちづくりに関することについて考え、次に掲げる事項に積極的に努めるものとする。**

- (1) 市民は、まちづくりに**関心を持ち、議会及び市の情報を入手（収集）**すること。
- (2) 市民は、市民同士で**交流し、及び意見の交換**をすること。
- (3) 市民は、**将来の島田市の〇〇について考え、行動し、及び法に基づく権利を適切に行使**すること。
- (4) 市民は、**自治会などの地域活動に参加**すること。

コメントの追加 [U40]: 他市では「権利」や「尊重されること」という表現を使っており、「責務」はあまり使われていません。島田市では「役割」のみでいかがでしょうか？

コメントの追加 [U41]: 憲法に「主権が国民に存する」という表現はありますが、法律上、市民（定義づけはまだですが）に主権があるという表現はありません。他市では「主体」などの言葉を使っています。

コメントの追加 [U42]: 「自ら」という単語が多く出ているが同義語なので統一。「自分のこと」は文頭に「自ら」を入れたほうがわかりやすいかも。

コメントの追加 [U43]: 2つの事項が並列するときは「A 及び B」という書き方をします。

コメントの追加 [U44]: 表現方法について協議してください。入手？収集？

コメントの追加 [U45]: 意見は「交流」ではなく「交換」という表現が適切だと思います。

コメントの追加 [U46]: （目的）のところでは記す具体的なまちづくりの目標をここにも書いたほうが良いと思います。一方、（目的）での記載で済むのでは？とい...

コメントの追加 [U47]: 選挙は権利だが責務ではない。もっと抽象的に書いたほうが良いかも。

コメントの追加 [U48]: 交流は市民同士という意味ならば、(2)に移したほうが良いかも。

コメントの追加 [U49]: 他市では「積極的に」と入れているところもあるが、島田市でも入れたらどうでしょうか？



市民の役割ないし責務

●市民とは誰か？
市民の範囲

主権者である自覚を持つ

自分のこととして問題意識をもって考える

市政、議会への関心を持つ

知ろうとする（情報 キャッチする）
議員を活用
意見の交流をする

自ら考え、行動する

意見を言う（アイデア、疑問…なんでも言うべき所へ言う）

意見を集約、発信する

行政、議会に任せるだけでなく、**自らが将来の島田市について考え、行動する**

島田市の将来を考える人づくり

選挙に行く

自治会などの地域活動に参加、交流する

行政と対等 行政の下請け化しないしくみ

●権利

【第3案（条文検討会后 Ver）】

（市民の役割）

第●条 市民は、自らまちづくりについて考え、次に掲げる事項に積極的に努めるものとする。

- (1) 市民は、まちづくりに関心を持ち、議会及び市の情報を入手すること。
- (2) 市民は、市民同士で交流し、及び意見の交換をすること。
- (3) 市民は、選挙に行く等、法に基づく権利を適切に行使すること。

コメントの追加 [U50]: 「主権者であることの自覚を持ち」を削除。

コメントの追加 [U51]: 「に關すること」を削除。

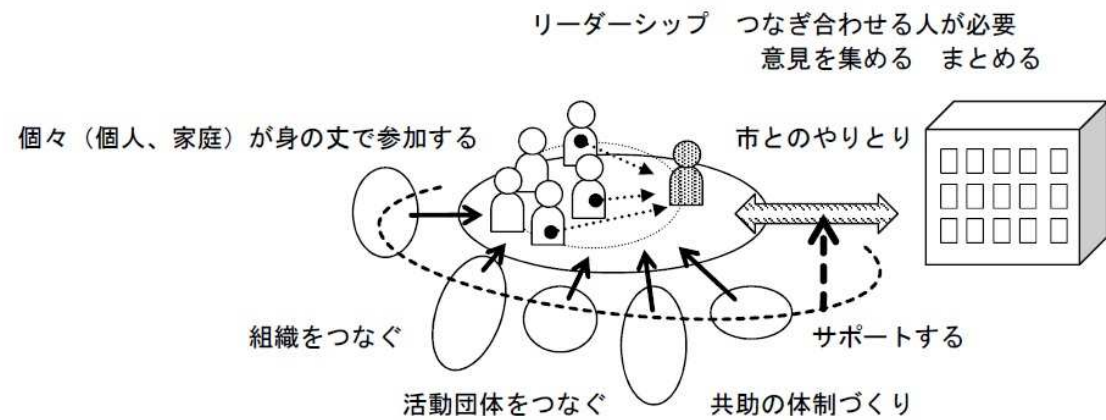
コメントの追加 [U52]: 意見集約。

コメントの追加 [U53]: 市民会議の伝えたい意向を示す。

※公益的活動第1項と重複するため、条文検討会にて第4項削除。

地域コミュニティ

《第 14 回市民会議まとめ》



島田市の地域コミュニティは、安心して暮らせるまちづくりを目指して、きめ細やかさ、公平さを大切にして住民同士、団体同士の横のつながりや市との円滑なやりとりができるようにして、市民がまちづくりに参加するとともに市民の声を生かしたまち（地域コミュニティ）づくりを進める。

そのためには、新しい組織（体制）システムとリーダーシップの醸成が必要

面をつなげる	・ 広い視野
わかりやすい組織体制	・ 住民の話をよく聞く（声を集める）
（情報伝達ルートの明確化）	・ （市と地域・団体同士を）つなげる
市役所職員の参加	

市は、市民に対して活動参加のきっかけづくり、意識啓発を
議会は、地域との距離を縮めるようにつとめる
市民は自分たちでできることは自分たちでという市民の自覚をもち、協力しあう

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（地域活動・市民活動）

第●条 市民は、地域活動（自治会等地縁に基づいて形成された団体による公共的な活動をいう。以下同じ。）及び市民活動（NPO 等共通の目的意識に基づいて形成された団体による公共的な活動をいう。以下同じ。）に参加するように努めるものとする。

2 市長等は、市民が地域活動及び市民活動に参加しやすいよう、環境を整えるとともに、市民が参加するように意識啓発を図るものとする。

3 市長等は、地域活動及び市民活動を行う団体を支援するものとする。

コメントの追加 [U54]: コミュニティについて述べるときに団体活動のみを考えがちであるが、まちづくりでは団体活動に限らず個人の活動も重要である。団体活動に限らないことを表すために、「公益的活動」に置き換える。

【第 2 案（第 8 回制定作業部会後 Ver）】

（公益的活動）

第●条 市民は、公益的活動に参加するように努めるものとする。

2 市長等は、市民が公益的活動に参加しやすいよう、環境を整えるとともに、市民が参加するように意識啓発を図るものとする。

3 市長等は、公益的活動を行うものを支援するものとする。

※作業部会からの提案

重複するため、（市民の役割）の条の「(4) 市民は、自治会などの地域活動に参加すること。」を削除したらどうか？→条文検討会で了承。

【第3案（条文検討会后 Ver）】

（公益的活動）

第●条 市民は、自治会活動等の公益的な活動に参加するように努めるものとする。

2 市長等は、公益的な活動を支援するものとする。

3 市長等は、市民等が公益的な活動に参加しやすいよう、環境を整えるとともに、市民等が参加するように意識啓発を図るものとする。

コメントの追加 [U55]: 例示を加えたほうがわかりやすい。

コメントの追加 [U56]: 「行うものを」を削除。

コメントの追加 [U57]: 支援・環境整備→意識啓発の流れのほうがよい。

【第1案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました
【第2案（第4回制定作業部会後 Ver）】

議会のあり方

市議会及び議員の役割ないし責務

（意思決定機関として）開かれた議会をつくる
自分たちの活動を発信する

市民の意思が反映される議会にする

市民を代表する者として、市民に近づき、市民の声を聴き、知り、交流する
島田市の現状を知り、市民の意見を的確に把握する
問題や将来図の意見交換を行う機会をつくる

市政をチェックする

市民の立場に立って行政のまちがいを止める

市民会議のみ
議会基本条例のみ
両方

（議会及び議員の責務）

第●条 議会は、市の議決機関であり、市長その他の執行機関に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 議員は、積極的に市民の意見を的確に把握し、市政に適切に反映させなければならない。

3 議員は、議会活動について積極的に市民に発信し、また意見交換する機会を設け、開かれた議会運営に努めなければならない。

【代替案】

（議会及び議員の責務）

第●条 議会及び議員は、島田市議会基本条例（平成 21 年条例第 1 号）に定めた活動原則に従って活動を行うものとする。

議会及び議員の責務に関しては議会との調整が必要となります。今後、議会からの代表者5名と話をするなかで検討していきます。

→素案作成は市民会議に一任（議会回答）

コメントの追加 [U58]: 他市では「役割及び責務」を使っているところもあるが「役割」と「責務」は似た意味を持つので「責務」のみにしました。



市長及び職員の役割ないし責務

行政の仕事のしかた

聴く、伝える、発信する

市政の現状をわかりやすく市民へ情報提供する。
市の将来像を明確にし、市民に発信する

職員は市民の声を公正、誠実に聞く
市民の声、要望を反映させる

市民とともに探る

市民と二人三脚する
市民のニーズに対して議会、市民と共に地域課題の解決方法を具現化する。

公平な判断

公平な判断、必要性の見極め

効率的な運営をする

情報、仕組みの効率化を図る

市長

職員

組織

H28.6.20 第 11 回自治基本条例制定作業部会（資料2）

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（市長及び職員の責務）

第●条 市長及び職員は市政の現状、及び将来像をわかりやすく市民へ提供、発信しなければならない。

2 市長及び職員は市民及び議会の声を公正、誠実に聞き、共に地域課題の解決方法を具現化しなければならない。

【第 2 案（第 4 回制定作業部会後 Ver）】

（市長等の責務）

第●条 市長等は、市政の現状及び将来像をわかりやすく市民へ提供し、及び発信しなければならない。

2 市長等は、市民及び議会の声を公正かつ誠実に聞き、共に地域課題の解決方法を政策に反映させ（or 具体的に提示し）なければならない。

（職員の責務）

第●条 職員は・・・

【第 3 案（第 10 回制定作業部会後 Ver）】※第 3 項を追加

3 市長等は、多様性に考慮したまちづくりに努めるものとする。

コメントの追加 [U59]: 市長のほかに市の事業を行う機関、「教育委員会」「農業委員会」などがあるので「市長等」にする。

コメントの追加 [U60]: 職員は入れたほうがいいか？条例では「市長」は執行機関で職員は市長の仕事の執行を補助する立場で、いわゆる「市長＝職員」という認識。他自治体の自治基本条例は「職員」が入っているので、入れるのはよいとは思いますが、「職員」を入れるならば「市長」と分けたほうがいいと思う。

コメントの追加 [U61]: 「具体化」の方が一般的。

コメントの追加 [U62]: この 2 者だけの意見だけでよいのか。社会情勢や他の行政機関の意見はどう汲み取るのか？

コメントの追加 [U63]: 急に具体的な話になった感じがする。“まちづくり”との使い分けはどうなりますか？

コメントの追加 [U64]: 職員についての規定を入れるか協議してください。

【第 4 案（条文検討会后 Ver）】

（市長等の責務）

第●条 市長等は、**市政の現状及び将来像をわかりやすく市民等へ提供し、及び発信**しなければならない。

2 市長等は、**市民及び議会**の声を公正かつ誠実に聞き、**地域課題の解決方法を政策に反映させ**なければならない。

3 市長等は、市民がまちづくりに参加に参加しやすいよう、多様な機会を創出し、幅広い市民の声を反映し、多様性に考慮したまちづくりに努めなければならない。

（職員の責務）

第●条 職員は、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

コメントの追加 [U65]: 「共に」を削除。

コメントの追加 [U66]: 意見集約。

コメントの追加 [U67]: 参加・協働の条項より移動。

【第 1 案（市民会議まとめ Ver）】※地域づくり課が単語を抜粋し文章として繋げました

（実効性の確保）
第●条 市長は、この自治基本条例に基づく取組の進行を管理するとともに、その結果を取りまとめ、市民に公表するものとする。

（審議委員会）
第●条 この条例の運用状況を点検するとともに、この条例の趣旨に関し普及啓発を図るため、島田市自治基本条例〇〇〇〇審議委員会を置く。

2 審議委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

【第 2 案（第 8 回制定作業部会後 Ver）】※第 15 回市民会議の結果を踏まえ再構成

（実効性の確保）
第●条 市長は、条例の内容の実効性を確保するため、市民に対する普及啓発活動及び職員に対する研修等を継続的に実施しなければならない。

2 この条例の実効性を確認するため、島田市自治基本条例〇〇〇〇審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

3 審議委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【第 3 案（条文検討会後 Ver）】

（実効性の確保）
第●条 市長は、条例の内容の実効性を確保するため、市民等に対する普及啓発活動及び職員に対する研修等を継続的に実施しなければならない。

2 この条例の実効性を確認するため、島田市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

コメントの追加 [U68]: (第 8 回作業部会) 実効性の確保について「職員研修」等の具体的な取組みを明記し、評価等は審議委員会の規則で定める。

コメントの追加 [U69]: ここに入る言葉を協議してほしい。

コメントの追加 [U70]: 実際に何をするのか検討したほうがよいかも。チェック業務だけでも負担が多く、形骸化する恐れがある。また「協働」というのは数値で表すのが難しい。条例で定める 3 者をチェックすることになると思うが、「市民をチェック」でよいのか？

コメントの追加 [U71]: 再構成時事務局で追加

コメントの追加 [U72]: (再構成時事務局より)「普及啓発」については審議委員会ではなく、市長の役割と考え、市民会議の意見を踏まえつつ前項へ移動させました。

コメントの追加 [U73]: 再構成時事務局で追加

コメントの追加 [U74]: (再構成時事務局より)「市長が別に定める」→「規則で定める」に変更しました。

コメントの追加 [U75]: 条文検討会にて提案。



実効性の確保

条例が身近なものとしてみんなの役に立つように

チェック機能

「**審議委員会**」を設置し、定期的に確認

《第 15 回市民会議まとめ》

- 1) 自己採点
- 2) 「取り組み具合・褒める」市民の声を集める
- 3) **組織体でチェック** ①検討～個別の事案が条例に合っているか
②収集した市民の声を集約する→**組織が必要**
- 4) 検討結果の公表 → 見直し

事務局…形骸化を防ぐ仕組みにするには行政ではないところで
構成員…(A案)市内 市のことだから
(B案)第三者 公平性、客観性重視

その他)

- ・研修 行政 **職員マスター（職員周知のための役割）** ex.防災マスター
市民 **市民の知識をつける、底辺を広げる** ex.地域防災リーダー
- ・年次計画 数値のほうがりやすいが、項目、基準をどうするかが課題
→形骸化を防ぐ
行動計画で進捗管理とともに、条例を意識した執務ができる

※市民会議意見中、波線部については第 2 案の第 3 項にあるように、規則で定めることとする。
(作業部会からの意見)

- ・表彰制度の創設
- ・審議会の所掌事務に「見直しに関すること」→必要に応じて市長から諮問
- ・審議委員会は自治基本条例にて役割と責務を規定されるものが立ち上げる

ページ 2: [1] コメントの追加 USER 2015/11/13 11:03:00

立場：その人が置かれている地位や状況

ここにはふさわしくないのでは？

※事務局でも適当な単語が見当たりませんので、一旦削除します。

ページ 2: [2] コメントの追加 USER 2015/11/13 10:45:00

「将来の島田市について考える」とあるのでここで具体的なまちづくりの目標を書いたほうが良いと思います。なるべく総合計画にある記載と合わせたほうが島田市としての統一感が出ると思います。

ページ 15: [3] コメントの追加 USER 2015/11/13 13:07:00

(目的) のところで記す具体的なまちづくりの目標をここにも書いたほうが良いと思います。

一方、(目的) での記載で済むのでは？という意見もありました。